

庁舎建設に関する取り組み等について

【内容】

- 1 庁舎建設について
- 2 庁舎建設に関する取り組みについて
- 3 庁舎に関する意識調査結果について（速報）
- 4 市民説明会の実施予定について
- 5 行財政改革及び庁舎建設に関する職員説明会参加状況等について

平成27年3月4日
嘉麻市 庁舎・交通体系対策室

1 庁舎建設について

(1) 庁舎建設の必要性

(ア) 現庁舎の問題点

- ・経年劣化が著しく、建物の大規模改修や、大幅な設備更新が必要となる。
- ・現行の耐震基準に基づいておらず、防災面及び安全性の面で大きな問題がある。
- ・エレベーターが設置されている庁舎が少ないなど、ユニバーサルデザインへの対応が遅れている。
- ・OA機器の導入やIT化への対応が難しい状況で、効率的な事務サービスの提供に支障を来している。
- ・慢性的な会議室不足や執務環境面での狭隘化が事務効率の低下を招いている。



本庁舎の建設を行わず4つの庁舎を存続させること
になると・・・

劣化していく4つの庁舎の建替えを必要とする時期が必ず生じることになる
(結果として、順次に4つの庁舎を建設し、管理し続けることになる。)

【現庁舎の耐用年数から想定される建替えの時期】

既存の4庁舎を存続させるとした場合、合併特例債の活用期限である平成32年度末における建物の償却残余年数から想定すると、碓井庁舎については、その後11年、山田庁舎においては4年、嘉穂庁舎においては1年後には建替え等の庁舎維持に係る経費が必要となり、稲築庁舎においては、既に耐用年数を経過している建物であることから、即時に建替え等を実施しなければならない状況であるといえる。

〔参考資料1〕 庁舎の概要

区分	建築年	構造	敷地面積	庁舎延床面積	経過年数※	平成32年度末償却残余年数※
碓井庁舎	昭和56年	RC3階建	14,332 m ²	3,305 m ²	33年	11年
山田庁舎	昭和49年	RC3階建	13,430 m ²	5,302 m ²	40年	4年
嘉穂庁舎	昭和46年	RC2階建	6,331 m ²	2,690 m ²	43年	1年
稲築庁舎	昭和26年	RC2階建	6,929 m ²	3,129 m ²	63年	19年経過

※経過年数は、平成26年末時点での経過年数

※残余年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める鉄筋コンクリート造における耐用年数50年を基準

〔参考資料2〕 各庁舎の経年劣化の状況の主なもの

【碓井庁舎】天井雨漏り



【山田庁舎】雨漏りのため天井破損



【嘉穂庁舎】地下サッシ変形、開閉不可



【稲築庁舎】壁、天井剥離・亀裂箇所



(イ) 分庁方式による問題点

分庁方式による問題点については、平成23年3月に行政改革推進本部第3次組織機構改編専門部会が、「分庁問題に関する報告書」を作成したものである。

この報告書は、平成27年度に職員数を400人まで削減する計画に基づき、これまで以上に簡素で効率的な組織を目指す必要があるとして、分庁方式が抱える問題点などを検証、その解決の方策や課題点を明らかにすることを目的として作成されたものである。その後、当該報告書の内容を基に「庁舎問題検討報告書」等においても同様の問題点が指摘されている。

【各報告書による分庁方式の問題点】

- ・旧市町の垣根を越えた市民や職員の交流に限界があり、市の一体感を醸成するうえで一つの阻害要因となっている。
- ・嘉麻市としての中心市街地形成やまちづくり拠点としてのシンボル性の欠如を招いている。
- ・行政組織の分散により市民が各庁舎を行き来する事態が生じ、市民サービスの低下（利便性の低下）を招いている。
- ・物理的な距離の問題で、簡素で効率的な組織構築の観点において、阻害要因の一つとなっている。
- ・庁舎の異なる部署間の連絡調整や事務決裁手続きに支障が生じ、業務効率の低下を招いている。
- ・分庁間の移動に伴う人件費や燃料費及び公用車の維持管理費等、余分な経費が生じている。
- ・4庁舎の維持管理経費が必要であり、老朽化が進んでいることから今後さらに増加することが見込まれる。



これらの問題を解決するためには・・・

分散化した組織を一つの庁舎に統合する必要がある、本庁機能を集約できる庁舎建設の必要性が求められている。

(ウ) 行財政改革の必要性と庁舎建設の関係

危機的な財政状況を打破するために、第2次行政改革大綱及び第2次行政改革実施計画に基づき、平成28年度以降の市民サービスに重大な影響をおよぼさないことを基本目標として行政改革の取組みが進められているが、各取組み項目を見ると市が危機的財政状況であるにも関わらず、緊張感や危機感が乏しいと言わざるを得ず、合併優遇措置の段階的廃止に伴う急激な財政事情の悪化に備えるため、市が危機的財政状況であるという認識を職員全員が持ち、速やかに改善していく姿勢で積極的に取組みを進めていくことが肝要と嘉麻市行政改革推進審議会から厳しく指摘されている。

※ 嘉麻市行政改革推進審議会とは・・・

【目的】 社会情勢の変化に対応した簡素で効率的な市政実現の推進

【組織】 学識経験者等(大学教授、商工会議所、行政区長、PTA 联合会等、8人)、公募委員(市民から4人)、計12人

【嘉麻市行政改革推進審議会答申の抜粋】

●平成25年9月27日答申より

嘉麻市の将来を見据えた大きな視点からの行政改革として見たとき、遅延・未着手となっている取組事項の多くは、庁舎問題が大きな阻害要因となり、その進捗が阻まれていることは明白であります。また、合併特例債の活用期限が平成32年度であるならば一時の猶予も許されるものではなく、市として方向性すら定められていない現状のまま時を経過していることについて、審議会としても憂慮するところです。行政改革の円滑なる推進には庁舎問題の解決が必要不可欠であり、早急なる対応が求められるところです。

●平成26年11月28日答申より

新庁舎建設については、市長から方向性が出されており、前進していることは評価するところであります。ただ、現在でも市民はまだ旧市町の意識が強いように思われます。嘉麻市民としての市民意識を形成する意味でも、新庁舎の建設は重要であり、1年でも早い建設を要望します。

・分庁の見直し

新庁舎建設については、合併特例債の発行期限である平成32年度までに新設する方向性が出されているということであるが、定員適正化計画の観点からも1年でも2年でも早く建設する必要がある。早期に庁舎建設計画を作成し、速やかに進められたい。

・計画的な職員数の削減

平成39年度に350人体制を達成することとしているが、もっと早期に達成するためにスピードアップを図るべきである。財政状況が悪くなり、赤字が増えていく状況であるため、新庁舎建設による人員整理及び各所の合理化を実施し、早期の目標達成を目指していくべきである。

このままでは収入不足に陥ることは確実。これらに対する取り組み・・・



【なぜこのようなことが指摘されるのか・・・】

- ・本市の人口は、すでに著しい減少が現実となっており、今後、市税や普通交付税等の収入面での多大な影響が生じるのは明白な状況。
- ・合併団体に対する普通交付税の優遇措置が平成28年度から段階的に縮減され、平成32年度には優遇措置が終了。

減少する人口・収入にあった適正な職員数で運営できる簡素な組織を構築し、総人件費を抑制し、住民サービスへの影響を最小限に留める。

* 職員数：合併時548人⇒平成25年度429人

平成39年度までに350人まで削減見込

(エ) 庁舎建設の必要性のまとめ

行財政改革や庁舎建設に関し、誤解されているイメージ

- ・新しい庁舎を建設することだけが目的！！
- ・職員を削減することが目的！！
- ・新庁舎の周辺だけを発展させることが目的！！

嘉麻市を取り巻く厳しい現状
 交付税優遇措置の段階的収束による収入の減少
 少子高齢化、人口減少による税収の減少
 4庁舎の老朽化への対応

【行財政改革や庁舎建設に関する現状認識、自治体として目指す姿】

新しい庁舎を建設することや職員を削減することが目的ではなく、今後、嘉麻市において収入面での交付税優遇措置の段階的収束や少子高齢化や人口減少による収入の大幅な減少の問題、また、老朽化が著しい庁舎建物の整備に関する問題等の「嘉麻市を取り巻く厳しい現状」を認識し、これらに対して総合的に取り組み、「嘉麻市が、将来にわたり住民サービスを維持できる基礎的な自治体としてあり続けることができる体制(施設、組織、財政等)づくりが最大の目的」である。

〔この目的達成のために〕

- 嘉麻市が将来にわたり基礎的な自治体としてあり続けるための老朽庁舎問題への総合的な対応、また、最少の職員で適切な住民サービスを維持する職員数の適正化を図り、人件費総額の抑制及び分庁方式解消による本庁方式の確立のために、本庁機能を集約できる庁舎建設が必要である。
- 嘉麻市が今後も住みたいと、また嘉麻市に住んでみたいと思われる地域となるよう、本庁と支所の役割分担のあり方、各地域の地域振興や地域公共交通の整備等について検討し、旧市町の各地域が嘉麻市の主要な地域として疲弊することなく発展することが重要である。

* これらの目的が達成できない場合、市の歳入不足が生じ、住民サービスの低下、各料金等の値上げによるさらなる人口流出等の負の連鎖。さらには、庁舎老朽による地震等の災害時の使用不可（庁舎自体の崩落も・・・）等の重大な問題を引き起こすことも想定される。

〔参考資料3〕各庁舎の経年劣化状況（碓井庁舎）

平成27年1月23日撮影



天井雨漏り箇所
(碓井庁舎2階 放送室天井裏)



雨漏り防止用ブルーシート設置箇所
(碓井庁舎3階 ベランダ)



雨漏り防止用防水シート、外壁劣化剥離箇所
(碓井庁舎 屋上)



雨漏りによる壁紙剥離箇所
(碓井庁舎3階)



雨除け支柱基礎剥離箇所
(碓井庁舎1階 玄関入口右側)



壁設置タイル剥離、破損箇所
(碓井庁舎1階 女子トイレ)

〔参考資料4〕各庁舎の経年劣化状況（山田庁舎）

平成27年1月23日撮影



雨漏りのため天井破損箇所①
(山田庁舎3階 旧議場内)



雨漏りのため天井破損箇所②
(山田庁舎3階 旧議場入口)



雨漏りによる天井、外壁劣化剥離箇所
(山田庁舎3階 非常階段右側)



雨漏りによる壁剥離、亀裂箇所
(山田庁舎中2階 階段)



壁亀裂、剥離箇所
(山田庁舎1階 玄関入口右側)



雨漏りによる壁、床腐食剥離箇所
(山田庁舎地下 機械室)

〔参考資料5〕各庁舎の経年劣化状況（嘉穂庁舎）

平成27年1月23日撮影



建物加重による地下サッシ変形、
開閉不可箇所①（嘉穂庁舎地下 書庫）



建物加重による地下サッシ変形、
開閉不可箇所②（嘉穂庁舎地下 書庫）



雨漏りによる壁剥離箇所
（嘉穂庁舎南側3階 屋上出入口付近）



壁亀裂箇所①
（嘉穂庁舎南側2階 階段前）



壁亀裂箇所②
（嘉穂庁舎北側1階 非常階段）



雨漏りによる天井腐食箇所
（嘉穂庁舎北側1階 非常階段）

〔参考資料6〕各庁舎の経年劣化状況（稲築庁舎）

平成27年1月23日撮影



雨漏りによる壁剥離・亀裂箇所
(稲築庁舎 屋上)



雨漏りによる天井剥離・亀裂箇所
(稲築庁舎3階 屋上入口階段)



雨漏り等による壁剥離・亀裂箇所
(稲築庁舎3階 屋上入口階段)



雨漏り等による壁剥離・亀裂箇所
(稲築庁舎1階 階段下倉庫)



雨漏り等による壁、天井剥離・亀裂箇所
(稲築庁舎1階 水道局・総合窓口課)



雨漏りによる天井腐食箇所
(稲築庁舎1階 水道局)

(2) 庁舎建設の時期

庁舎建設を実施する時期については、建設に要する財源の関係が非常に重要な視点となる。通常、市町村が庁舎を建設する際には、すべての経費について、市町村で負担しなければならないが、合併団体である本市は、庁舎建設に係る経費に対し合併特例債を財源として活用することができる。

合併特例債とは・・・

- ・ 合併特例債は、合併した市町村が新しいまちづくりのために実施する事業のうち特に必要と認められた事業に対する財源として借り入れることのできる地方債（借入金）
- ・ 本市では、平成32年度までに限り活用が可能であり、事業費の95%まで借り入れることができ、返済における元金及び利子総額の70%が普通交付税により国より手当される。



平成32年度までの合併特例債の活用時期を逃すと・・・

庁舎建設に係る事業費全額を市がまかなわなければならない、庁舎建設における事業においては、合併特例債を財源とすることが最も有利であり、合併特例債が活用できる平成32年度までの期間に庁舎建設が必要である。

〔参考資料7〕 合併特例債を活用した庁舎建設での市の負担額を試算
(庁舎建設事業費を40億円と仮定)

〔特例債借入、交付税算入等〕

- ・ 合併特例債の借入可能額は、庁舎建設事業費の95%である38億円を借入。
- ・ 借入ることのできなかつた残額の5%分である2億円は市が建設時に負担。
- ・ 合併特例債の返済については、38億円を借り入れると、元金38億円と利息約3億円をあわせた返済総額は約41億円（年利0.9%、20年返済で試算）
- ・ 普通交付税として返済総額の70%相当額の約28億7千万円が国から手当される。
- ・ 返済に係る市の実際の負担額は、41億円から普通交付税として手当された28億7千万円を差し引いた約12億3千万円となる。

〔市が実際に負担しなければならない額〕

- 合併特例債を活用した場合、40億円の庁舎を建設する場合において、建設時に負担する2億円と合併特例債の返済における市の負担額の約12億3千万円を合わせた14億3千万円で建設することができる大変有利な財源である。
- 合併特例債を活用できない場合、40億円の庁舎を建設する場合において、市が実際に負担しなければならない額は、庁舎建設事業費40億円と借入金利息約3億円をあわせた約43億円全額を市でまかなわなければならない。

⇒合併特例債を活用した場合としない場合の市の実質的な負担の差は、14億3千万円と約43億円の差である、約28億7千万円となる。

〔参考資料 8〕 新庁舎建設後の庁舎建設返済金と維持管理経費の削減効果額

◆ 庁舎建設に伴う 1 年当り実質借入金返済額

・・・ 12 億 3 千万円 ÷ 20 年 ≒ 62 百万円

◆ 庁舎建設後の維持管理経費削減効果額 (庁舎問題に関する検討報告書より)

◎ 分庁解消による維持管理経費削減効果額 …… 20 百万円

◎ 庁舎間移動及び公用車管理経費に係る削減効果額 …… 17 百万円

新庁舎の建設による維持管理費の削減効果額について、「庁舎問題に関する検討報告書」の試算によると、年間約 37 百万円の経費節減が図れる試算結果となっている。

この節減効果は、庁舎建設に伴う借入金 (合併特例債) の返済金のうち実質的に市が 1 年間に借入金の返済として負担しなければならない 62 百万円に対して約 6 割相当を庁舎維持管理経費の節減効果である 37 百万円で相殺できると見込まれる。

※ 「庁舎問題に関する報告書」における維持管理経費の試算においては、修繕料、工事費等の補修費についても試算に含まれており、庁舎新築においては当該経費の発生は見込みにくいことから、今後の詳細な調査等によりさらなる維持管理経費の節減効果が期待される。

〔参考資料 9〕 職員 350 人体制に伴う人件費の削減効果額

平成 26 年 12 月に見直された嘉麻市職員定員適正化計画においては、平成 39 年度までの全会計の総職員数を 350 人とする考えが示された。具体的な削減計画は下記の表のとおりである。

平成 25 年度における総職員数 429 人を平成 39 年度までに年次的に 350 人まで削減を行った結果、単年度あたりで人件費削減効果額約 7 億 3 千万円が見込まれ、平成 25 年度から平成 32 年度までの人件費削減額の累積は約 5 億 4 千万円が見込まれている。

定 員 適 正 化 計 画

平成 26 年
12 月修正 (単位: 人、千円)

区 分	合併算定替期間			激変緩和措置期間					一本算定期間							累 計	
	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	小計	38		39
人員	(429)	(423)	(437)	(428)	(421)	(413)	(404)	(397)	(391)	(383)	(379)	(375)	(368)		(360)	(350)	
	429	423	428	421	413	408	399	391	380	374	370	363	358		355	350	
増減 (前年比)		△ 6	5	△ 7	△ 8	△ 5	△ 9	△ 8	△ 11	△ 6	△ 4	△ 7	△ 5	△ 71	△ 3	△ 5	△ 79
影響額		54,000	△ 22,500	63,000	72,000	45,000	81,000	72,000	99,000	54,000	36,000	63,000	45,000	661,500	27,000	45,000	733,500
累積額		54,000	31,500	94,500	166,500	211,500	292,500	364,500	463,500	517,500	553,500	616,500	661,500	4,027,500	688,500	733,500	5,449,500

定員適正化計画の仮定条件

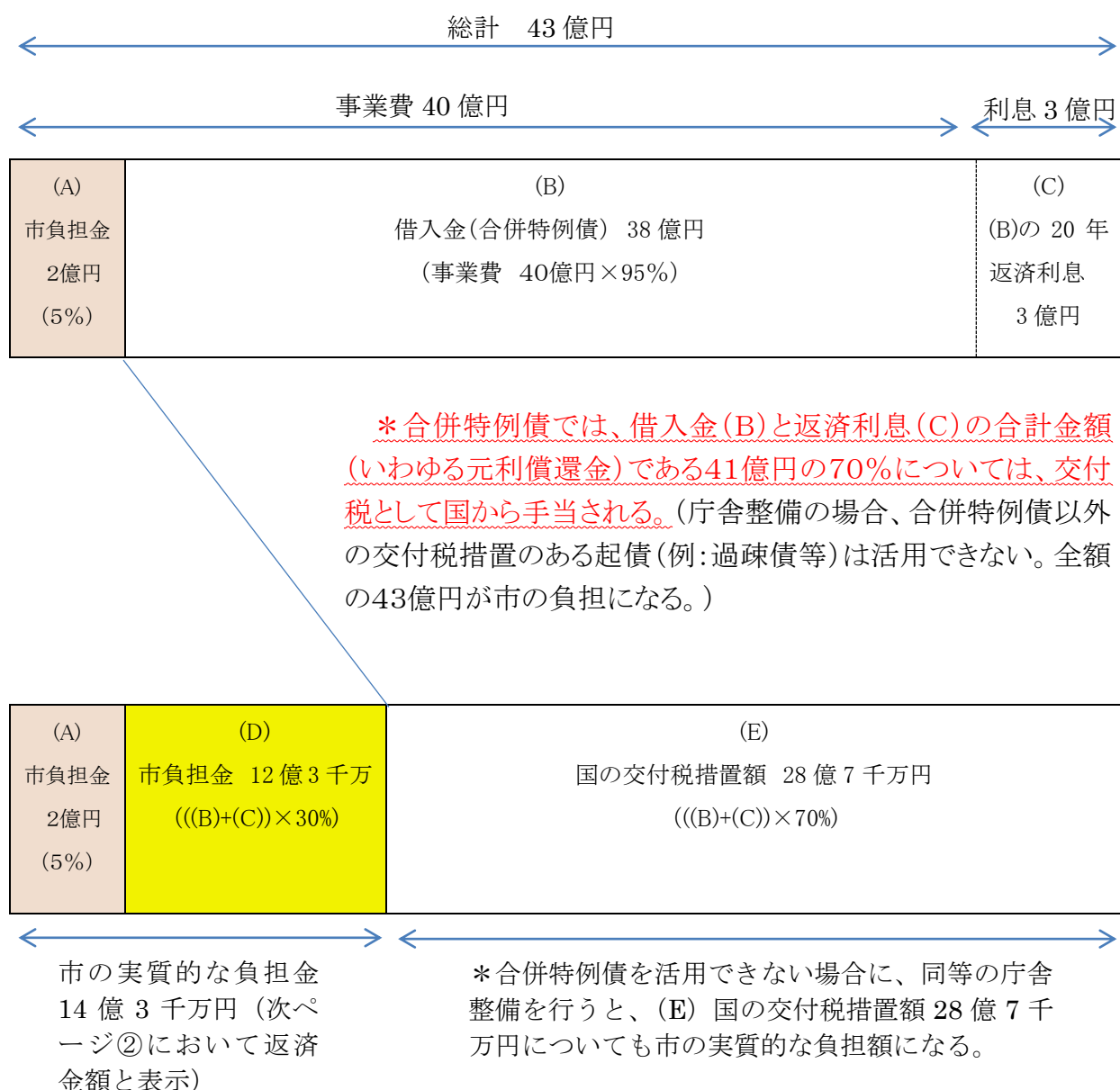
- 1 人件費の換算は、減員退職者 900 万円/人、増員新規採用者 450 万円/人とする。
- 2 減員は、定年退職者に勧奨退職見込み者数を加算し、年次削減する。
- 3 平成 27 年度において、過去の欠員による業務過多状況を改善したうえで、職員相互に業務量の過疎過密が生じないように、総体的かつ段階的に年次削減する。
- 4 退職職員の補充は、事務職における退職者数の 3 分の 1 の数を新規採用見込み者数として加算
- 5 保育士数は、現行の市立保育所において 2 保育所を民営化するものとして職員数を年次削減する。ただし、民営化時期は特定していない。

〔参考資料10〕毎年の償還金の返済に関するイメージ図

(〔参考資料7〕～〔参考資料9〕のまとめ資料として)

〔資料7より〕事業費40億円(20年償還で計算、利息3億円と仮定)し、合併特例債が活用できた場合における市の負担額イメージ

①市が実質的に負担することになる金額(下図の(A)(D)の部分)



②返済金額と財源のイメージ

市の実質的な負担金 1 億 4 千万円（返済金額）に関し、〔資料 8〕〔資料 9〕で算出される財源イメージ（資料内容の単純視覚化のため、事業年度を平成 31 年度の単年度、返済金額と返済に充てる財源を単年度差し引きと仮定試算）

年度	返済金額 〔参考資料 7〕〔参考資料 8〕より (ア)	返済金額に充てる財源① 〔参考資料 8〕より 維持管理経費削減効果額 (イ)	返済金額に充てる財源② 〔参考資料 9〕より 職員人件費削減効果額 *参考職員数(H18 年度:548 人、H25 年度:429 人) (ウ)	維持管理経費、職員人件費削減効果残額 (エ) ((イ)+(ウ)-(ア))
平成 31 年度	(A) 200 百万円		290 百万円 (職員数:399 人)	90 百万円
平成 32 年度	(D)/20 年 62 百万円	37 百万円	365 百万円 (" :391 人)	340 百万円
平成 33 年度	(D)/20 年 62 百万円	37 百万円	464 百万円 (" :380 人)	439 百万円
平成 34 年度	(D)/20 年 62 百万円	37 百万円	518 百万円 (" :374 人)	493 百万円
平成 35 年度	(D)/20 年 62 百万円	37 百万円	554 百万円 (" :370 人)	529 百万円
平成 36 年度	(D)/20 年 62 百万円	37 百万円	617 百万円 (" :363 人)	592 百万円
平成 37 年度	(D)/20 年 62 百万円	37 百万円	662 百万円 (" :358 人)	637 百万円
平成 38 年度	(D)/20 年 62 百万円	37 百万円	689 百万円 (" :355 人)	664 百万円
平成 39 年度	(D)/20 年 62 百万円	37 百万円	734 百万円 (" :350 人)	709 百万円
}	}	}	}	}
平成 51 年度	(D)/20 年 62 百万円	37 百万円	734 百万円 (" :350 人)	709 百万円
計	(A)+(D) 1,430 百万円 *返済金額の完済	740 百万円	13,701 百万円	13,011 百万円
平成 52 年度以降 	—	毎年、370 百万円の削減効果継続 	毎年、734 百万円の削減効果継続(" :350 人) 	毎年、771 百万円の削減効果継続 

*返済金額に対し返済金額に充てる財源を超える金額(上表の削減効果額(エ))については、市の余剰となる財源ではない。

今後、交付税等の減少により不足することが予想される市の収入に充当され、将来にわたり住民サービスを維持できるような基礎的な自治体としてあり続けるために不可欠な主要財源である。

2 庁舎建設に関する取り組みについて

- ◆課題1 説明会やアンケート等による意向調査等が行われず、庁舎位置の変更が決定されことに関し、市民参画の観点から対応が不足しているのでは。

〔視点1〕情報共有・説明責任

「庁舎位置は、これを議決できる唯一の機関であり市民の代表である市議会において慎重な審議と議決が行われており、執行部は政治の意思に基づき事務を執行する立場にあること。」については、説明会等を重ね細やかに説明を行う。

また、議会提出資料や説明資料については速やかに公表を行い市民との情報共有を行う。

- * 説明の際には、下記2、3についてもあわせて説明することが有効と思われるため、説明会等の日程については、アンケートのとりまとめ後（平成27年度）とする。ただし、出席要請のあった出前講座的な会合については、随時対応する。

具体的な取り組み1

- ① アンケートの実施（平成27年1月回収、現在分析中）
- ② 庁舎に関する積極的な情報提供開始
 - ・嘉麻市公式ホームページの更新（過去の経緯から今後の取り組み等）
 - ・嘉麻市広報誌への掲載
- ③ 説明会、出前講座
 - ・出席要請のあった出前講座での説明（ホームページ、広報誌掲載内容について説明）
 - ・アンケート取りまとめ後、説明会開催予定（平成27年4月以降開催予定。アンケート分析結果、今後の取り組み等について説明）
- ④ 嘉麻市新庁舎施設整備等審議会による調査審議（*平成27年3月定例市議会に審議会設置について議案の提出（議案第2号））
 - ・組織構成：学識経験者、公共的団体が推薦する者、市民からの公募による者
 - ・所掌事務：新庁舎建設基本計画（案）、支所庁舎のあり方及び支所に必要な機能等

*高度で専門的な技術が必要な事項については、外部委託

【建設基本計画の外部委託について】

当該審議会が所掌する調査審議事項については、本庁舎の敷地の利用計画、建

築内容、外観図等の作成、また、本庁と支所のあり方及び支所に必要な機能を検討する過程において、高度で専門的な技術が必要になるため、これらについては、庁舎建設基本計画として外部委託するものとし、想定される具体的内容としては次のとおりである。

想定される建設基本計画委託の具体的内容

◆計画策定年度

平成27年度（平成27年度当初予算案に計上）

◆概要

嘉麻市庁舎問題に関し、嘉麻市新庁舎施設整備等審議会と協議を行いながら、新庁舎の建設に必要な基本計画の作成、本庁舎と支所のあり方等についてとりまとめを行う。

◆計画策定に関し必要となる視点

- ・市民サービスの向上と行政運営の効率化
- ・防災拠点
- ・機能性と経済性
- ・利用しやすく地域の核となる建築物
- ・本庁と支所を取り巻く地域振興や交通体系網

◆想定される検討内容

- ・敷地利用について
- ・建築計画について
- ・窓口・執務空間等について
- ・事業計画について
- ・支所のあり方について



- ◆課題2 財源不足、職員数の過大解消等の執行部が行うべき取り組みが不足しているのでは。

〔視点2〕 行政改革の実施

平成26年9月議会中の行財政改革に関する調査特別委員会資料（人事秘書課・財政課作成）を中心に市民に積極的に周知し、あわせてさらなる行政改革を実施する。*特に、嘉麻市の財政状況、職員削減を含めた組織のスリム化の必要性等と庁舎問題の関係性等についても市民に周知する必要がある。

具体的な取り組み 2

- ① 市民に対して、**具体的な取り組み 1**の②③と同様に、行政改革の必要性、行政改革推進審議会の審議内容等について、ホームページ、広報誌等による積極的な情報提供。また、庁舎に関する説明会においてあわせて説明（平成27年4月以降開催予定）。
- ② 全職員を対象に、財政計画、職員適正化計画、庁舎課題等について説明会の実施（「5 行財改革及び庁舎建設に関する職員説明会参加状況等について」に掲載）

~~~~~

- ◆課題3 地域から分庁等がなくなると、地域のさらなる疲弊が想定されるのでは。

**〔視点3〕 地域活性化**

庁舎建設地及び従来庁舎があった地域が有機的に連携し、嘉麻市の主要な4つの地域として発展するよう総合計画等において地域活性化の全体ビジョンを確立する。

特に、本庁舎が建設される地域以外が衰退しないよう、また地域の市民生活が激変しないように、市民が不安に感じている点等について平成26年度中に市民意識調査（アンケート）を行い、今後の基本計画に可能な限り反映させる。

- \* また、地域の声や意見を取りまとめるために、各地区の総合窓口課職員を地域コーディネーターとしての配置を検討する。（各地域の意見のとりまとめ、説明会の開催、支所のありかたの整理）

**具体的な取り組み 3**

市民に対して、**具体的な取り組み 1**の④と同様にアンケート結果を参考に、審議会による調査検討を行う。

~~~~~


◆課題4 議会が議決した建設候補地はハザードマップ上での浸水地域では。

〔視点4〕安心・安全な施設

ハザードマップについては、次の3点について調査・整理を行い所要の対応を行う。また、その他の災害についても対応する安心・安全な庁舎設置を図る。

- ・直近に冠水した時期、程度
- ・堰等整備による治水工事の状況（時期、内容、見込まれる効果）等
- ・ハザードマップの浸水地域指定の意味・精度の確認

具体的な取り組み4

過去の水害、治水工事の状況、ハザードマップの浸水地域指定の意味・精度等について調査を行い整理する。（調査中）



【参考】庁舎建設等に関するスケジュール（第9回新庁舎に関する調査特別委員会資料の再掲）

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
アンケート調査 ・調査、分析 ・課題等の整理	⇒						
建設基本計画 ・庁舎建設基本計画 ・本庁と支所のあり方検討		⇒⇒⇒⇒					
建設基本設計 ・測量、調査、基本設計等			⇒⇒⇒⇒				
建設実施設計			⇒	⇒⇒			
造成工事				⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒		
建設工事					⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒	
引越準備等					⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒	
竣工、開庁							➡

（注） ⇒：およそ3ヶ月の期間を示す

〔補足説明〕

本スケジュールは、平成26年度のアンケート調査、平成27年度の基本計画等の実施内容次第により、その後の基本設計以降の内容及びスケジュールは大きく変化するため、現状においては、標準的な工程を記載している。

3 庁舎に関する意識調査結果について（速報）

(1) アンケート概要

- ①調査対象 18歳以上の市民から無作為抽出 3,000人
- ②調査期間 平成27年1月9日～平成27年1月23日
- ③配布・回収方法 郵送
- ④回収数 1,511票（回収率 50.37%）

(2) アンケート依頼文書、アンケート調査票

① アンケート依頼文書（原本はA4サイズ、片面3ページ印刷）

このアンケート調査は、18歳以上の嘉麻市全市民から無作為に3,000人をアンケート対象者として選定させていただきます。

この度、アンケート対象者として、あなたにご協力をお願いすることになりました。お忙しいところ恐縮ですが、調査の目的、趣旨をご理解のうえ、率直なご意見をお聞かせくださいますようお願いいたします。

— 嘉麻市庁舎に関する意識調査（アンケート）ご協力のお願い —

アンケート対象者 各位

平成27年1月 嘉麻市長 赤間幸弘

市民の皆様には、日頃から嘉麻市行政に対し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、嘉麻市は平成18年3月27日に旧山田市、旧稲築町、旧碓井町、旧嘉穂町が合併し誕生しています。

嘉麻市の庁舎については、各旧庁舎では嘉麻市の事務を執行するための規模が不足するため、「当分の間、碓井庁舎を本庁舎、それ以外の庁舎を*¹分庁舎・*²総合支所」として合併前の法定協議会において定められました。

*¹分庁舎の主なものとして福祉部門を山田庁舎、建設・水道部門を稲築庁舎、教育・産業部門を嘉穂庁舎に設置。

*²総合支所として各地域の全般にわたる事務をつかさどる総合出先機関を各庁舎（現在の各庁舎の総合窓口課）に設置。（【参考①】：嘉麻市の庁舎に配置されている課等の状況】参照）

嘉麻市では、合併後9年目となっており、この間、職員削減（合併時548人⇒平成25年度430人）をはじめとする行政改革等により歳費の削減に努めていますが、今後の嘉麻市の行政が安定に運営されるためには、今後もさらなる組織のスリム化・職員削減を進めること、また、老朽化した庁舎問題（【参考②】：嘉麻市の庁舎の建設時期】：参照）を解消すること等が必要となり、合併に伴う有利な財源（*³合併特例債）が使用できる期限のうちに新庁舎を建設することが望まれているところです。

*³合併特例債：合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図る等、合併後の市町村のまちづくりに対して支援される特別な国の支援制度です。庁舎建設を例にすると、支援制度の期限である平成32年度までに施設整備を完了すると、事業費の約3分の2が交付税として措置されるため、3分の1程度の市の財源で施設整備を行うことができます。

このような考えから、嘉麻市の本庁舎の位置については、平成24年12月市議会において、現在の庁舎（碓井庁舎）から嘉麻市岩崎1180番地1（稲築多目的運動広場（稲築高校跡地））に本庁舎位

置の変更が議決されていますが（【参考③】：議決の経過）参照）、本庁舎の位置以外の事項（事業の具体的な開始時期、本庁舎の建設内容、庁舎位置が変更することに関する様々な課題等への対応等）については、今後検討することが必要になっています。

このため、これらの検討に関し、市民のみなさまのご意見などをお聞きするためにアンケートを実施いたします。

お忙しいところ恐縮ですが、調査の目的、趣旨をご理解のうえ、率直なご意見をお聞かせください。ご協力とご理解をよろしくお願いいたします。

なお、ご回答につきましては、別紙のA3サイズの黄緑色の用紙「嘉麻市庁舎に関する意識調査票（アンケート）」に直接記入し、平成27年1月23日（金）までに、返信用封筒に入れて返送くださいますようお願いいたします。

* この調査は統計的に処理し、本調査の目的以外に利用することはありません、ご迷惑をおかけすることはありません。

*** 次のページに参考資料を掲載しています。***

【参考①】：嘉麻市の庁舎に配置されている課等の状況】

- 合併時に嘉麻市の事務を執行するための庁舎規模が不足する等により、合併前の各庁舎等を分庁舎として利用することとなり、現状の課等については以下の庁舎に配置されています。

◆確井庁舎に配置されている課等	総務課、人事秘書課、防災対策課、企画調整課、財政課、庁舎・交通体系対策室、税務課、収納対策室、市民課、環境課、人権・同和対策課、会計課、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、総合窓口課
◆山田庁舎に配置されている課等	地域情報課、健康課、高齢者介護課、社会福祉課、こども育成課、保護課、総合窓口課
◆稲築庁舎に配置されている課等	住宅課、土木課、都市計画課、水道局、総合窓口課
◆嘉穂庁舎に配置されている課等	農林整備課、産業振興課、学校教育課、生涯学習課、農業委員会事務局、総合窓口課
◆その他の場所に配置されている課等	・男女共同参画推進室（山田生涯学習館に配置） ・スポーツ推進課（嘉穂総合体育館に配置）

【参考②】：嘉麻市の庁舎の建設時期】

- 各庁舎の建築年度は、確井庁舎が昭和56年、山田庁舎が昭和49年、稲築庁舎が昭和26年、嘉穂庁舎が昭和46年です。

【参考③】：議決の経過】

*この内容は、「議会だよりNO. 27（平成25年2月1日全戸配布）」でお知らせした内容を参考に記載しています。

- 平成23～24年度 市議会の特別委員会である「新庁舎に関する調査特別委員会」による協議（計7回開催）
- 平成24年12月18日 市役所の位置を定める条例の一部改正条例（庁舎の位置を現在の庁舎から稲築多目的運動広場に変更する条例）が提案され、出席議員22人による無記名投票の結果、賛成16票、反対6票の賛成多数で可決。
- 平成24年12月27日 12月18日の議決について臨時市議会会で再議。出席議員21人（欠席1人）による無記名投票の結果、賛成14票、反対7票の賛成多数で可決。

◆この結果、市役所の位置を定める条例は確定していますが、この条例の施行日は別に規則で定めることになっており、具体的な時期は未定となっています。

（問合せ先）嘉麻市 庁舎・交通体系対策室 電話 62-5677

②アンケート調査票（原本はA3サイズ、両面2ページ印刷。黄緑色用紙）

嘉麻市庁舎に関する意識調査票（アンケート）

ご記入にあたってのお願い

1. 宛名のご本人がお答えください。
2. お答えは、設問ごとに（1つだけ○印）、（全てに○印）などそれぞれ指定されていますので、お間違えのないようお気を付けてください。
*○印は、番号を囲むように濃くつけてください。（例 ①）
3. ご記入いただいた嘉麻市庁舎に関する意識調査票（アンケート）は、平成27年1月23日（金）までに 同封の返信用封筒に入れて返送してください。（切手は不要です。）
4. ご記入は、ボールペン、鉛筆、シャープペンシル又は万年筆をお願いします。
5. お問い合わせは、嘉麻市 庁舎・交通体系対策室（TEL:62-5677）をお願いします。

～ あなた自身のことについてお尋ねします。（平成27年1月1日現在状況）～

【問1】あなたの年齢は、何歳代ですか？（あてはまるものに1つだけ○印をつけてください。）

- | | | |
|-----------|--------|---------|
| 1 10～20歳代 | 2 30歳代 | 3 40歳代 |
| 4 50歳代 | 5 60歳代 | 6 70歳以上 |

【問2】あなたのお住まいは、どの地区ですか？（あてはまるものに1つだけ○印をつけてください。）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 山田地区（旧山田市） | 2 稲築地区（旧稲築町） |
| 3 碓井地区（旧碓井町） | 4 嘉穂地区（旧嘉穂町） |

【問3】あなたの主な職業は、どれにあてはまりますか？（あてはまるものに1つだけ○印をつけてください。）

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| 1 農林業 | 2 商工業、サービス業の自営業 |
| 3 会社員、団体職員 | 4 公務員、教員 |
| 5 主婦（夫） | 6 パート、アルバイト |
| 7 学生 | 8 無職 |
| 9 その他（具体的にご記入ください：_____） | |

【問4】あなたの主な通勤場所、通学先は、どれにあてはまりますか？（あてはまるものに1つだけ○印をつけてください。）

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 1 山田地区（旧山田市） | 2 稲築地区（旧稲築町） |
| 3 碓井地区（旧碓井町） | 4 嘉穂地区（旧嘉穂町） |
| 5 飯塚市・桂川町 | |
| 6 その他（具体的にご記入ください：_____市・町・村） | |

～ 庁舎の利用状況、利用した感想等についてお尋ねします ～

【問5】あなたは市庁舎へ1年間（平成26年1月～平成26年12月の間）にどのくらいの頻度で訪れましたか？（あてはまるものに1つだけ○印をつけてください。）

- | | | |
|---------------|----------|---------|
| 1 0回（【問9】に進む） | 2 1回 | 3 2回～3回 |
| 4 4回～6回 | 5 7回～10回 | 6 11回以上 |

*また、一番多く利用された庁舎はどこですか？（あてはまるものに1つだけ○印をつけてください。）

- | | |
|--------|--------|
| 1 山田庁舎 | 2 稲築庁舎 |
| 3 碓井庁舎 | 4 嘉穂庁舎 |

【問6】（【問5】で市庁舎を訪れたと回答した人のみ回答ください。）

あなたはどのような交通手段を使用して市庁舎を訪れましたか？（あてはまるものに全てに○印（複数回答可）をつけてください。）

- | | | |
|--------------------------|---------------|--------|
| 1 自家用車 | 2 路線バス（市バス含む） | 3 福祉バス |
| 4 バイク、自転車 | 5 徒歩 | |
| 6 その他（具体的にご記入ください：_____） | | |

【問7】（【問5】で市庁舎を訪れたと回答した人のみ回答ください。）

あなたが現在の市庁舎を訪れたとき、施設面、環境面でどのように感じましたか？（あてはまるものに全てに○印（複数回答可）をつけてください。）

- 1 駐車場（駐輪場）が不足している
- 2 部署の場所が分かりにくい
- 3 各庁舎の場所が分かりにくい
- 4 障がい者用トイレ、授乳室、相談等のスペースが不足している
- 5 一つの庁舎だけでは用事が済まず不便
- 6 特に問題を感じなかった
- 7 その他（具体的にご記入ください： _____）

【問8】（【問5】で市庁舎を訪れたと回答した人のみ回答ください。）

あなたが市庁舎を訪れたときの目的は何ですか？（あてはまるものに全てに○印（複数回答可）をつけてください。）

- 1 戸籍、住民票、印鑑証明に関すること
- 2 国民健康保険、国民年金に関すること
- 3 税金に関すること
- 4 健康、福祉に関すること
- 5 仕事上での手続き、調査など
- 6 学校教育、生涯学習に関すること
- 7 自治会、行政区、地域のこと
- 8 農林業に関すること
- 9 商工、観光に関すること
- 10 建築、道路、公園に関すること
- 11 水道に関すること
- 12 環境に関すること
- 13 議会の傍聴
- 14 その他（具体的にご記入ください： _____）

～ 新庁舎、支所のあり方等についてお尋ねします ～

【問9】あなたはこのアンケートの前に、本庁舎の位置が「現在の碓井庁舎から稲築多目的運動広場（稲築高校跡地）」に変更する条例が議決されていることを知っていましたか？（あてはまるものに1つだけ○印をつけてください。）

- 1 知っていた
- 2 知らなかった

【問10】新庁舎が整備される場合、あなたが適切と考える建設時期についてはいつですか？（あてはまるものに1つだけ○印をつけてください。）

- 1 少しでも早い方がよい
- 2 有利な財源*が使用できる平成32年度までに行った方がよい
- 3 急がないでよい

*有利な財源：合併特例債。合併後の市町村のまちづくりに対して支援される特別な国の支援、平成32年度までに施設整備が完了すると事業費の3分の2が国から交付税として措置されるため、3分の1程度の市の財源で施設整備を行うことができます。

【問11】新庁舎が整備される場合、あなたが重要と考える機能、施設内容、周辺環境等は何ですか？（あてはまるものに全てに○印（複数回答可）をつけてください。）

- 1 駐車場（駐輪場）が十分に確保されていること
- 2 バス等の公共交通機関が確保されていること
- 3 高齢者、障がい者等すべての人にとって利用しやすい施設であること
- 4 ほとんどの手続きが一つの窓口で完了すること（ワンストップ窓口）
- 5 防災拠点としての機能を有すること
- 6 地域の活性化のシンボルとしての機能、外観を有すること
- 7 省エネルギーなど地球環境にやさしい施設であること
- 8 市民が交流できるロビーやイベント広場があること
- 9 市のPRが図れる展示コーナーがあること
- 10 華美な施設とせず、簡素な施設であること
- 11 その他（具体的にご記入ください： _____）

【問12】新庁舎が整備される場合、分庁機能の集約により全ての市の事務は本庁舎の一箇所で事務完結（例：申請受付から決定まで）することができるようになりますが、現行の各庁舎の規模や機能は縮小等が予想されます。

○問12-1 これらに関し、不安に感じる事、不便になると考えている事等は何ですか？（あてはまるものに全てに○印（複数回答可）をつけてください。）

- 1 本庁舎が遠くなり、かかる時間や距離が増大するのでは
- 2 本庁舎まで行く交通手段がないのでは
- 3 現行の各庁舎の規模が縮小することに伴い地域が衰退するのでは
- 4 現行の各庁舎で対応できていた事務が本庁舎まで行くことになるのでは

- 5 特に不安や不便に感じることはない
- 6 その他（具体的にご記入ください： _____）

○問12-2 現行の各庁舎の位置で今までどおり対応すべきであると考えられる事務等は何ですか？（あてはまるものに全てに○印（複数回答可）をつけてください。）

- 1 戸籍、住民票に関する事
- 2 国民健康保険、国民年金に関する事
- 3 各種証明等に関する事
- 4 ゴみの自己搬入等に関する事
- 5 介護保険、高齢者福祉の各申請受付等に関する事
- 6 障がい者福祉、社会福祉の各申請受付等に関する事
- 7 保育所、学童保育所の各申請受付等に関する事
- 8 生活保護の各申請受付等に関する事
- 9 市営住宅の各申請受付等に関する事
- 10 その他（具体的にご記入ください： _____）

【問13】市では庁舎に関する取り組み全般に関し、今後、広報誌やホームページで幅広く情報を提供するとともに、説明会等を開催し、もっと多くの市民の意見を市政に反映していきたいと考えています。あなたが必要としている情報や今後の進め方において、あなたが重要と考えている事は何ですか？（あてはまるものに全てに○印（複数回答可）をつけてください。）

- 1 広報誌、ホームページ等で情報をもっと知らせるべきでは
- 2 説明会や協議会を設置し市民の意見をもっと反映させるべきでは
- 3 庁舎整備の必要性やスケジュール等の整備計画に関する情報
- 4 庁舎を整備する財源等の財政計画に関する情報
- 5 庁舎以外の市の政策等、今後のまちづくり計画に関する情報
- 6 その他（具体的にご記入ください： _____）

【その他】嘉麻市庁舎に関してご意見等があればご記入をお願いします（自由意見）

*以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。お手数ですが、平成27年1月23日（金）までに 同封の返信用封筒に入れて返送してください。（切手は不要です。）

お問い合わせ先： 嘉麻市 庁舎・交通体系対策室（TEL:62-5677）

（3）調査結果（速報）

別添「嘉麻市庁舎に関する意識調査（アンケート）の結果について（平成27年2月24日現在速報）」の通り。

4 市民説明会の実施予定について

(1) 趣旨

嘉麻市が抱える庁舎に関する課題について、平成27年1月に実施した庁舎に関する意識調査（アンケート）の結果、庁舎建設の必要性・時期等の説明会を実施することにより、市民に対する情報共有・説明責任を図ることを目的とする。

(2) 主な説明内容

- ・ これまでの経緯
- ・ 庁舎に関する意識調査（アンケート）結果
- ・ 行財政改革の必要性
- ・ 庁舎建設について

(3) 日程・場所

平成27年4月下旬～5月（予定）

※具体的な日程、場所等については、嘉麻市庁舎建設設置本部において決定し、広報誌やホームページ等にて、広く周知予定。

5 行財政改革及び庁舎建設に関する職員説明会参加状況等について

(1) 趣旨

嘉麻市の危機的な財政状況に対する取り組みとして行財政改革の必要性、また、これに伴う組織のスリム化と職員削減、庁舎建設に関する課題等について、職員間の情報共有を図り、全職員が市民からの問い合わせやお尋ねに対し、正確で的確な対応ができるように説明会を行ったものである。

(2) 参加状況

- ・実施回数 6回
(平成26年12月下旬～平成27年1月下旬)
- ・対象者 450人(再任用職員含む。)
- ・参加者 304人(参加率 67.6%)

(3) 主な説明内容

- ・行財政改革の必要性と職員350人体制の方向性
- ・庁舎に関する課題と重要な対策視点、スケジュール
- ・アンケートの実施と問い合わせに対する対応依頼
- ・市民への正確な情報伝達の依頼

(4) 主な意見(参加者アンケートより)

①説明会の感想

- ・合併特例債の期限までに庁舎を建設し、スリムな行政体を早急に作る必要がある。
- ・庁舎建設は、多くの市が抱えている問題との関連で考えるべきことである。
- ・嘉麻市の財政(財源)の厳しさを改めて痛感した。
- ・市長の所信表明のとおり職員が一体(一枚岩)となり取り組むことが必要である。
- ・合併当初より一転二転し、流れが見えなかった庁舎問題の内容がわかった。
- ・経緯及び状況を知ることができ、非常に勉強になった。より正しく理解することに努め、住民への周知に協力できればと考える。
- ・行政改革及び庁舎建設は必要だと感じたが、現在でも職員数が満たされず、より一層人員削減により、病気等になる可能性が高くなるのではと危惧している。

②今後も必要と思われる情報等

- ・今後もこのような説明会を開いてもらいたい。
- ・支所のあり方(規模や機能)や中心部以外に住む人へのサービスのあり方。
- ・庁舎跡地の活用、来庁が困難な市民への対応や合併後、庁舎の先行事例の情報。
- ・稲築地区以外の市民に不便が生じないように工夫してほしい。これらの内容については、積極的に情報を流してほしい。

③自由意見等

- ・継続的な職員を対象にした説明会の実施をお願いしたい。
- ・庁舎は老朽化し、雨漏りなどしており、執務環境としては劣悪である。一日も早い新庁舎での執務を希望する。
- ・これから何十年も関わってくる問題であり、職員一人一人が自分のことだと思って考えていく姿勢が大切だと思う。
- ・子供たちに借金を残したくないので、費用がかからない今、建設を行うことに賛成である。バリアフリーなど特に配慮して建ててほしい。豪華な必要はない。